

答申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 4 月 4 日 6 福総第 2 2 8 7 号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象保有個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象保有個人情報

審査請求に係る対象保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、審査請求人が特定の公益社団法人（以下「本件法人」という。）とのトラブルについて、令和 5 年 1 1 月下旬に実施機関へ相談した際の相談記録に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件保有個人情報について、作成も取得もしておらず、存在しないとして、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 8 2 条第 2 項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和 7 年 2 月 2 1 日付けで、実施機関に対し、法第 7 7 条第 1 項の規定により、本件保有個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和 7 年 4 月 4 日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和 7 年 4 月 1 1 日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和 7 年 6 月 2 日付けで、当審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 令和 5 年 5 月に起こった私と本件法人とのトラブルについて、1 0 月 1 0 日に本件法人に対し苦情申立書を提出したが、聞き取り調査の結果、私の希望は何ひとつ聞き入れてもらえなかった。その時、公益法人の関係部署が実施機関にあることを知り、1 1 月 6 日実施機関に夫が電話した。

- (2) その数日後、夫とともに実施機関に出向き、実施機関の担当者（以下「本件担当者」という。）に苦情申立書を見せ、相談したところ、「実施機関は本件法人に対し強く意見したり、指導できる立場にないので、苦情申立書の回答に納得できない場合は、苦情申立書を出し続けるように」との返答を受けた。
- (3) 12月になり、私が本件法人から受けている行為が後見人の禁止行為である「身分行為」と知り、夫が確認のため、12月19日に実施機関に電話すると、本件担当者から「本件法人が行っているのは身分行為なので、止めさせることができる」と教示された。
- (4) 本件法人から苦情申立書の回答を12月25日にすると電話で言われたにも関わらず、審議を今から行うという「御通知書」が12月23日に郵送されてきたことに納得がいかないと夫が12月26日に実施機関に電話すると、本件担当者から「御通知書」をファックスで送るように言われたので、夫がファックスで送付した。
- (5) 12月27日に本件担当者から夫に電話があり、数枚送ったはずの「御通知書」の何枚かは転送ミスで来なかったと言われた。夫は「御通知書」の内容を本件担当者に伝えることはできなかったが、丁寧な対応に御礼を伝えた。
- (6) 令和6年になり、1カ月過ぎても苦情申立書への回答書が来なかったので、1月24日と25日に実施機関に夫が電話をかけた。
- (7) 回答書は2月25日に届いたが、意に反して懲戒処分はしないとの回答であったため、そのことを2月28日に夫が電話で本件担当者に伝えた。その際、夫は本件担当者から、「今年度で異動するが、記録は引き継ぐので安心してください」と言われた。
- (8) 3月21日にこれまでの対応について本件担当者に電話で御礼を伝えた。
- (9) 令和5年11月下旬に本件担当者と相談したので、その記録は残っているはずであり、本件決定は違法不当である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 実施機関では、県民からの問合せ等への対応を日常的に行っており、その全てについて相談記録を作成しているわけではない。
- (2) 公益法人に係る相談記録を作成するかどうかについては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第28条に規定されている行政庁の勧告、命令等に係る権限の有無や、問合せの内容を総合的に考慮して判断しているが、本件

については、認定法において、行政庁が勧告、命令可能なものとして規定されていないため、指揮監督権限が及ばない内容であると判断した。

- (3) よって、審査請求人が令和5年11月下旬に相談したと主張する本件法人とのトラブルについて、相談記録を作成していない。

6 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報の性格及び内容について

ア 認定法について

認定法は、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要になっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定めたものであり、認定法第28条では、公益法人が、公益法人としての認定基準を満たさなくなった場合や、事業活動に関する規定を遵守していない場合、都道府県知事等は、所管する公益法人に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告又は命令をすることができることとしている。

イ 相談記録の作成について

実施機関は、本件法人に関する県民等からの相談等があった場合、認定法上の勧告、命令等に係る実施機関としての権限の有無や、問合せ内容を総合的に考慮の上、当該相談等に係る記録を作成するかを判断していると主張している。

ウ 本件保有個人情報について

審査請求人は、本件法人とのトラブルについて、本件法人に苦情を申し立てていたが、事態は好転せず、その後、実施機関に本件法人の関係部署があることを知り、令和5年11月から令和6年3月にかけて、実施機関と来庁や電話により相談等を重ねていたと主張している。

本件保有個人情報は、審査請求人が実施機関に対し行った上記相談等のうち、令和5年11月下旬に審査請求人が実施機関に来庁の上、相談した際の相談記録に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 審査請求人は、令和5年11月下旬に本件担当者と相談したので、その記録は残っているはずだと主張している。

この点について、実施機関に確認したところ、審査請求人が主張しているとおり令和5年11月下旬に審査請求人が来庁し、本件法人とのトラブルについて本件担当者に相談（以下「本件相談」という。）があったこと

は事実であることが確認された。

イ 実施機関は、県民からの問合せ等への対応を日常的に行っているが、その全てについて相談記録を作成しているわけではなく、本件相談については、認定法において行政庁が勧告、命令可能なものとして規定されておらず、指揮監督権限が及ばない内容であり、特段の対応が必要でなかったことから相談記録を作成しなかったと説明している。

双方の主張から、本件相談の内容は、本件法人が実施する成年後見事業に係る本件法人会員の対応に関するものであると認められ、これは認定法上、行政庁が勧告、命令等が可能なものとして規定されている公益法人としての認定基準に適合しなくなった場合等の内容ではないことから、本件相談においては、特段の対応は必要ないと判断し、相談記録を作成しなかったとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

ウ なお、当審議会において本件保有個人情報に係る見分を行い、実施機関の執務室内において文書ファイルやパソコン内部のフォルダ等を探索したが、本件保有個人情報は存在しないことが確認された。

以上の理由により、「１ 審議会の結論」のとおり判断する。